

資料編

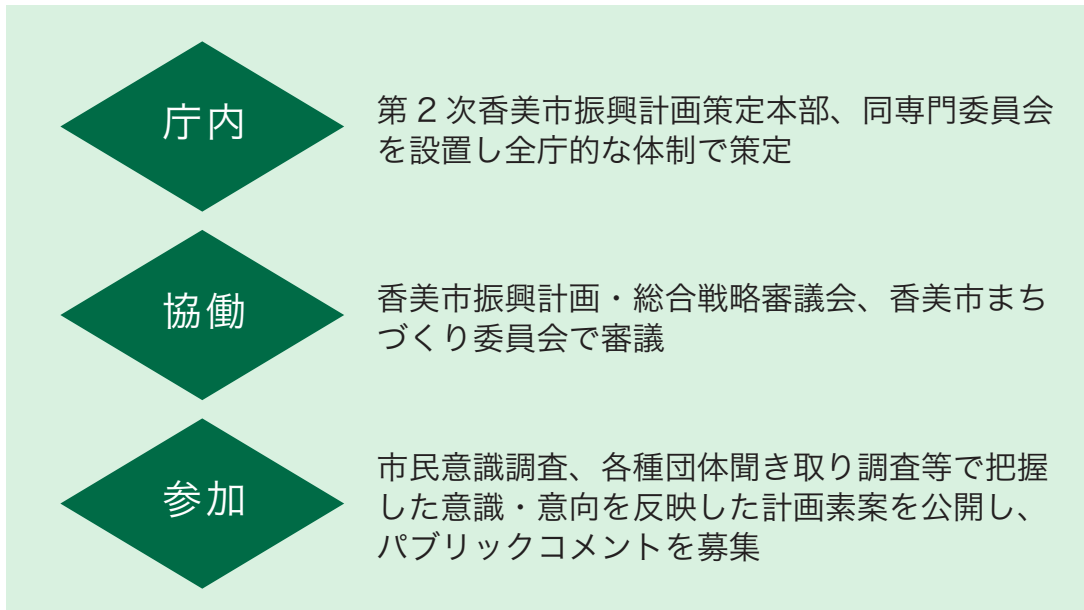
計画の策定と管理	114
生活環境	115
市民意識	117
計画策定経過	126
香美市振興計画・総合戦略審議会委員名簿	129
香美市まちづくり委員会委員名簿	130
第2次香美市振興計画策定本部員名簿	131
第2次香美市振興計画策定専門委員会委員名簿	132
団体ヒアリング	134



計画の策定と管理

1 計画の策定

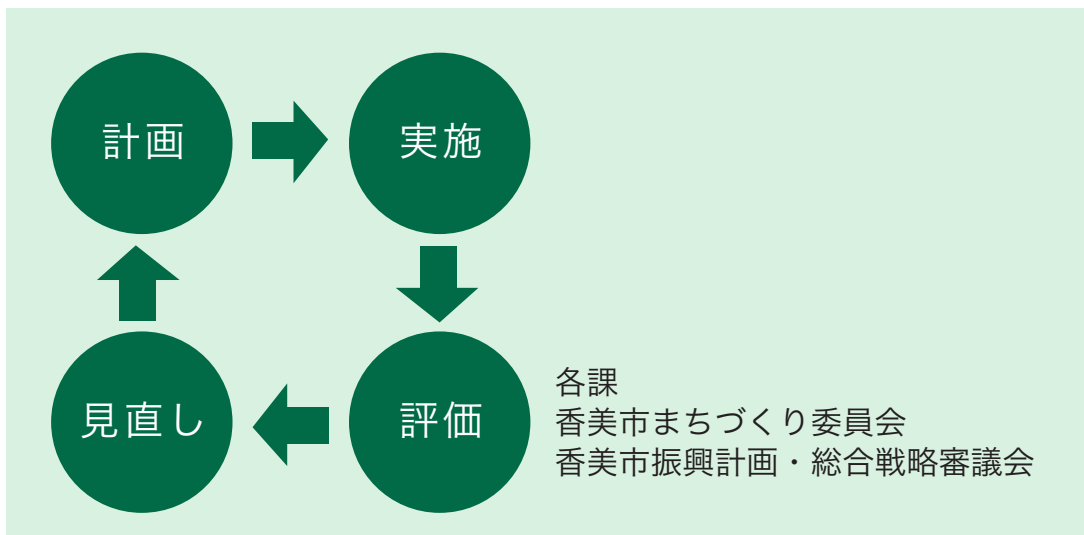
計画の策定は、庁内組織、香美市振興計画・総合戦略審議会、香美市まちづくり委員会での審議や市民意識調査等により策定しました。



第1次振興計画の基本理念を継承するとともに、事業の進捗状況や社会状況の変化に対応した見直しを行いました。

2 計画の管理

計画は進捗状況の検証を行い、適宜見直しをしていきます。



生活環境

■主要な生活関連指標（各種資料*から）

項目	公民館数	図書館数	水洗化人口	道路実延長	道路実延長 (市町村道)	都市公園数
(単位)	(館)	(館)	(人)	(km)	(km)	(箇所)
統計年	2015	2015	2014	2015	2015	2016
実数	13	3	15,271	766.7	506.8	8
人口千人当たり	0.47	0.11	555	27.87	18.42	0.29
人口千人当たり(県)	0.28	0.05	816	19.28	14.82	1.14

項目	一般病院数	一般 診療所数	歯科 診療所数	国民健康保険 被保険者数	交通事故 発生件数	刑法犯 認知件数
(単位)	(施設)	(施設)	(施設)	(人)	(件)	(件)
統計年	2015	2015	2015	2015	2015	2015
実数	4	21	13	7,598	58	160
人口千人当たり	0.15	0.76	0.47	276	2.11	5.82
人口千人当たり(県)	0.18	0.78	0.51	267	3.28	7.78

*社会教育調査、日本の廃棄物処理、道路統計年報、都市公園等整備現況調査
医療施設調査、国民健康保険事業状況報告書、高知県交通白書、犯罪統計書
*人口千人当たり値の算出には、平成27年国勢調査結果を使用

■医療保険・介護保険の給付状況（市民保険課 / 健康介護支援課）

	国民健康保険の状況	後期高齢者医療の状況	介護保険給付の状況
	療養給付費(若人+退職)	療養給付費	保険者負担額
	1人当たり(円)	1人当たり(円)	1人当たり(円)
平成23年	389,357	1,084,106	257,290
平成24年	378,800	1,119,687	260,522
平成25年	395,618	1,141,150	265,104
平成26年	412,532	1,134,523	271,792
平成27年	429,545	1,165,021	271,303

■市内の主な公共的施設（香美市市勢要覧から）

保健・福祉・教育関連	生涯学習・スポーツ関連	観光・交流関連等
中央東福祉保健所 ふれあい交流センター 病院・診療所・歯科(39) 保健センター土佐山田 (プラザ八王子内) 保健福祉センター香北 保健センター物部 奥物部ふれあいプラザ 地域福祉センター土佐山田 (プラザ八王子内) 特別養護老人ホーム白寿荘 養護老人ホーム白寿荘 高齢者生活福祉センターこづみ 保育園(7)・幼稚園(私立) 子育てセンターなかよし 子育てセンターびらふ 小学校(7)・中学校(3) 高等学校(1)・養護学校(1) 大学(1)	中央公民館 地区公民館(12) 香北基幹集落センター アンパンマンミュージアム 詩とメルヘン絵本館 市立美術館(プラザ八王子内) 市立図書館(ほか分館2箇所) 吉井勇記念館 奥物部美術館 市民グラウンド 宝町グラウンド 土佐山田武道館 宝町体育館 秦山公園野球場 (土佐山田スタジアム) ゲートボール場 香北総合型競技施設 美良布多目的運動広場 香北体育センター 香北 B&G海洋センター 健康センターセレネ 香北武道館 之善館弓道場 香北グラウンド 農村広場 柳沢グラウンド	龍河洞 甫喜ヶ峰森林公園 鏡野公園 秦山公園 平山親水公園 香北の自然公園 ライダーズイン奥物部 農林漁業体験実習館 大井平体験実習館 奥物部ふるさと物産館 香美市いんふぉめーしょん ほっと平山 平山ふれあい館 高知県森林総合センター 香北青少年の家 べふ峡温泉 別府キャンプ場 べふ峡休憩所 美良布地区集落活動センター 香美市移住定住交流センター

市民意識

● アンケートについて

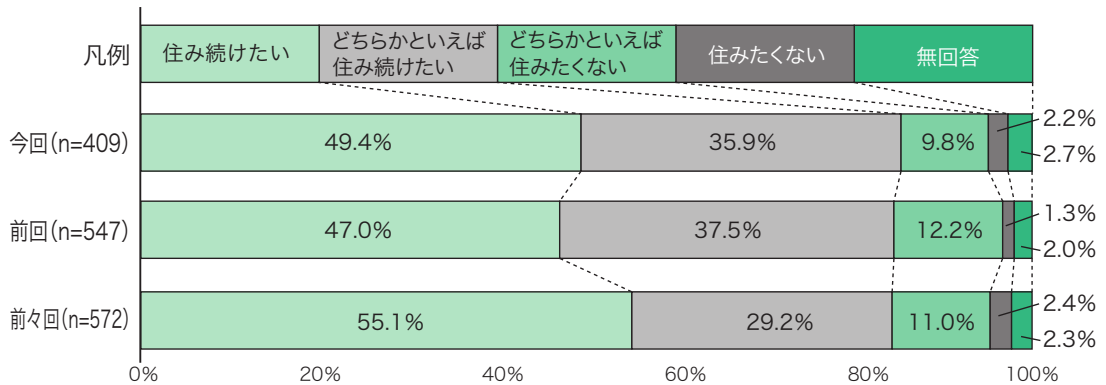
- 数表中のnは標本数を表しています。
- 2つ以上の回答を要する(複数回答)質問の場合、その回答比率の合計は100%を超える場合があります。
- 集計は小数点以下第2位を四捨五入しています。そのため回答比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。

1 市民アンケート

【調査対象】18歳以上の市内居住者から1,500人を無作為抽出
 【調査期間】2015年(平成27年)6月
 【回収結果】配布数1,500人/有効回収数409件/有効回収率27.3%

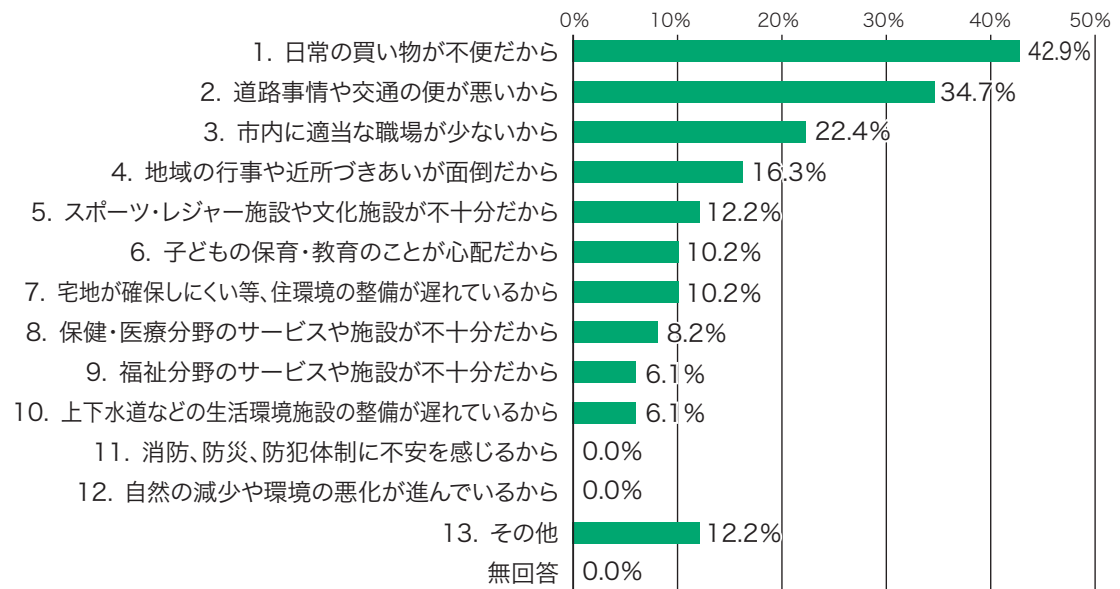
(1) 今後の居住状況について

「住み続けたい」が49.4%で最も多く、次いで「どちらかといえば住み続けたい」が35.9%、「どちらかといえば住みたくない」が9.8%、「住みたくない」が2.2%となっています。



(2) 住みたくない理由

「日常の買い物が不便だから」が42.9%で最も多く、次いで「道路事情や交通の便が悪いから」が34.7%、「市内に適切な職場が少ないから」が22.4%、「地域の行事や近所づきあいが面倒だから」が16.3%、「スポーツ・レジャー施設や文化施設が不十分だから」が12.2%となっています。

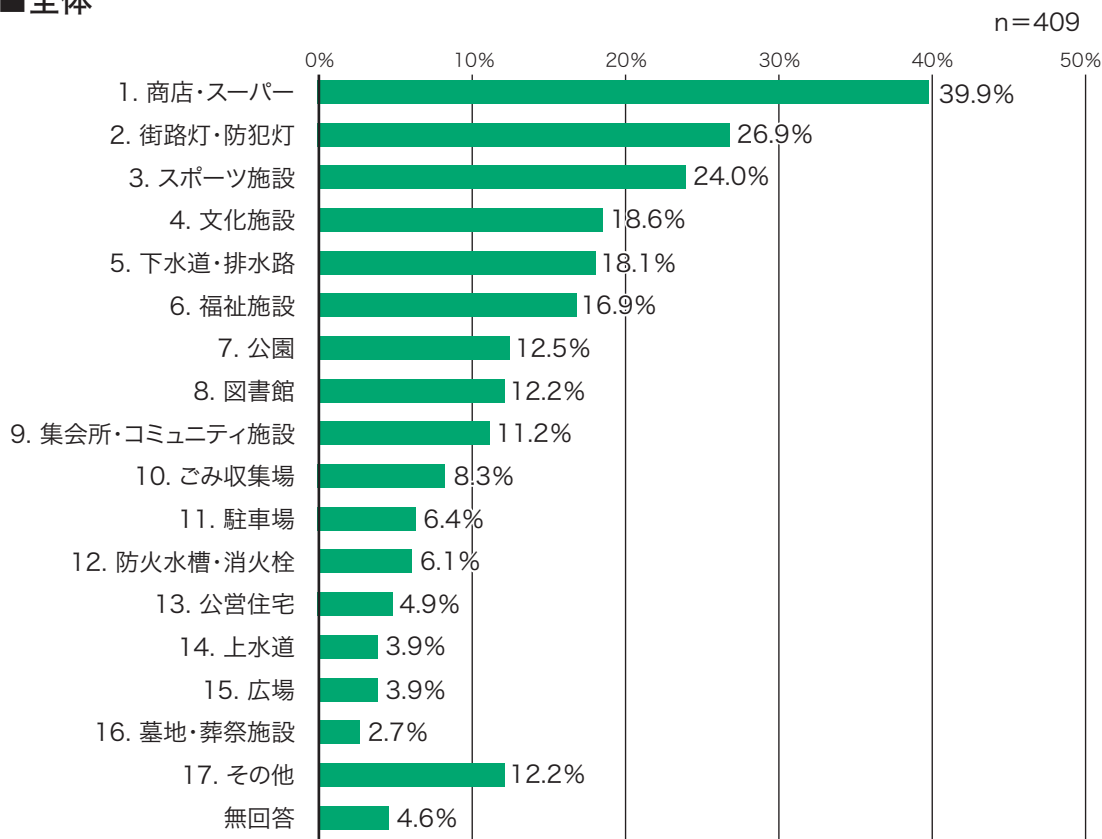


(3) 整備が必要な施設

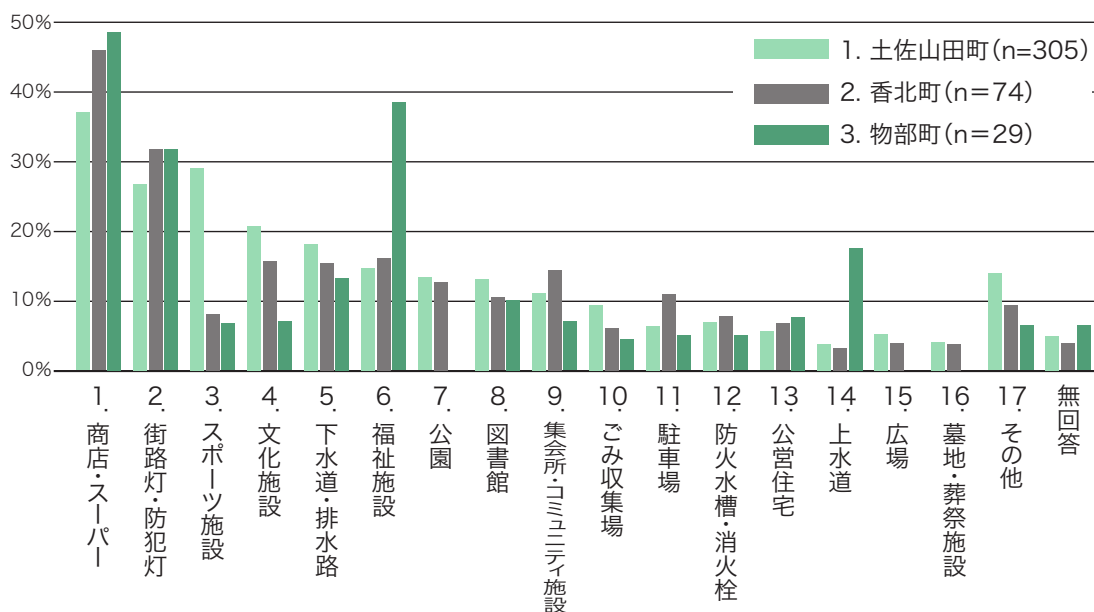
「商店・スーパー」が39.9%で最も多く、次いで「街路灯・防犯灯」が26.9%、「スポーツ施設」が24.0%、「文化施設」が18.6%、「下水道・排水路」が18.1%となっています。

3町村の比較では、土佐山田町では「文化施設」「スポーツ施設」が高く、香北町では「集会所・コミュニティ施設」「駐車場」が高く、物部町では「商店・スーパー」「福祉施設」が高いといった傾向がみられます。

■全体

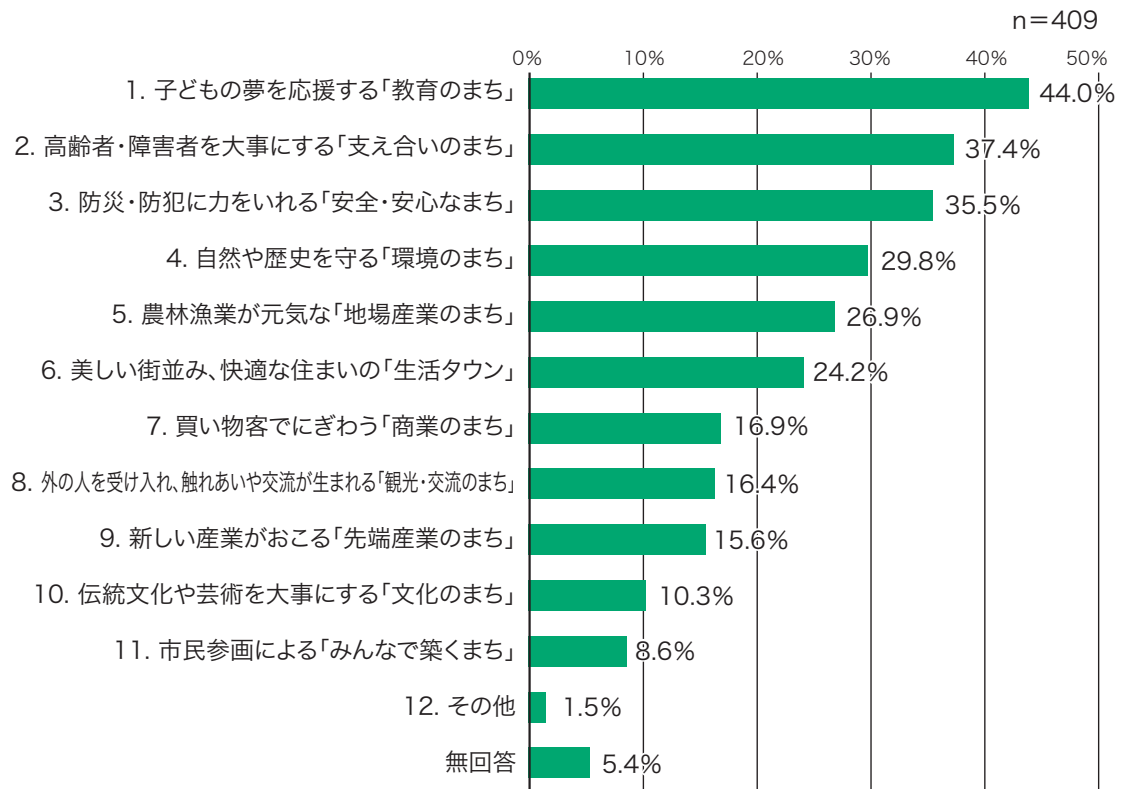


■地域別



(4) 今後、力をいれるべきまちづくり

「子どもの夢を応援する教育のまち」が 44.0% で最も多く、「高齢者・障害者を大事にする支え合いのまち」が 37.4%、「防災・防犯に力をいれる安全・安心なまち」が 35.5%、「自然や歴史を守る環境のまち」が 29.8%、「農林漁業が元気な地場産業のまち」が 26.9% となっています。

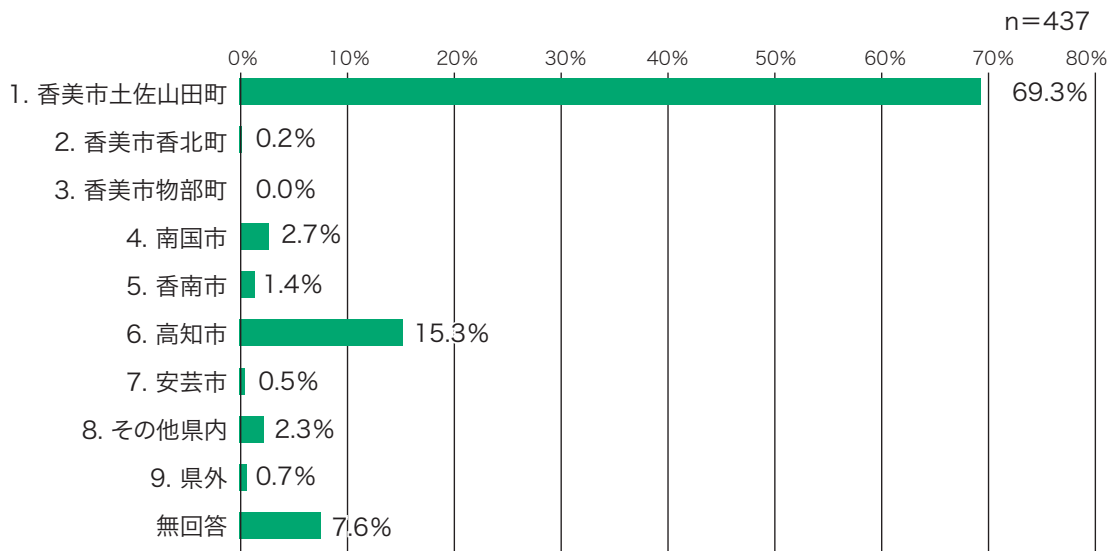


2 工科大生アンケート

【調査対象】高知工科大学に在学中の大学生・大学院生
 【調査期間】2015年(平成27年)6月
 【回収結果】配布数2,329人/有効回収数437件/有効回収率18.8%

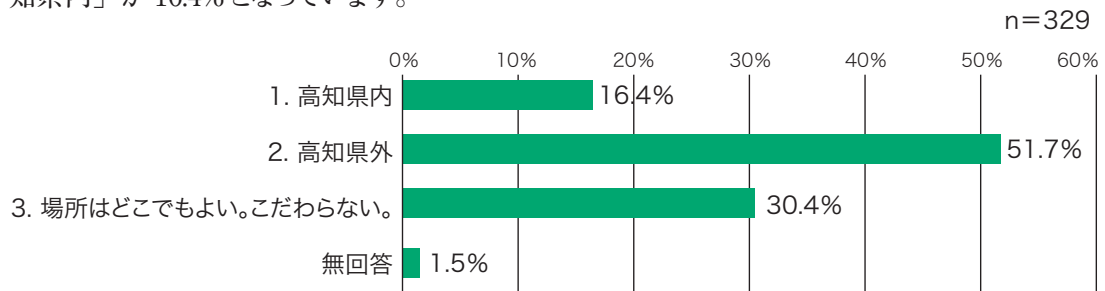
(1) 現在の居住場所

「土佐山田町」が69.3%で最も多く、次いで「高知市」15.3%となっています。



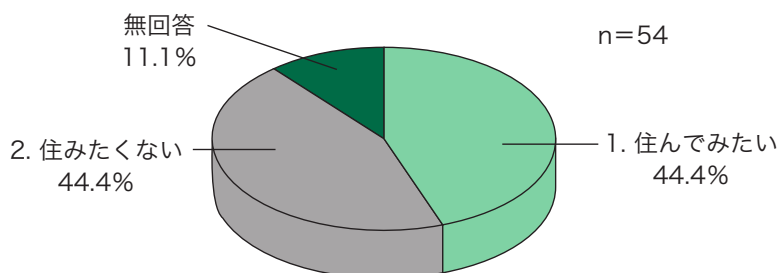
(2) 就職希望場所

「高知県外」が51.7%で最も多く、次いで「場所はどこでもよい。こだわらない。」が30.4%、「高知県内」が16.4%となっています。



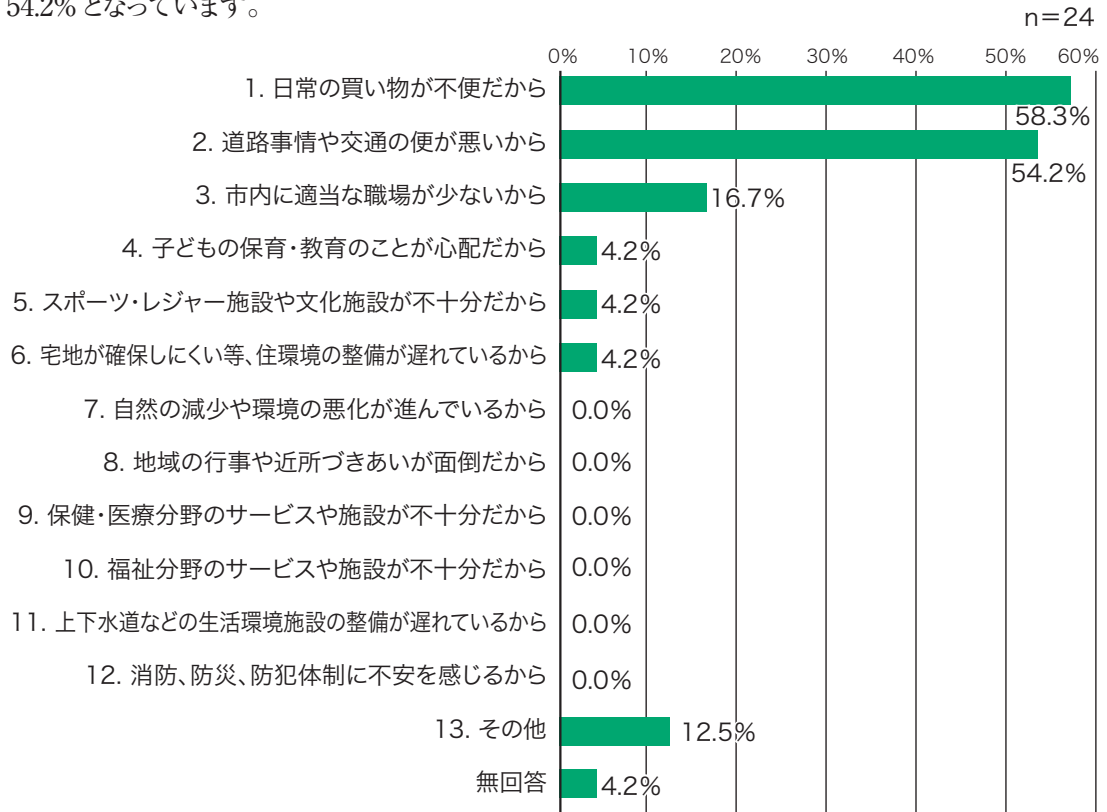
(3) 香美市に住みたいか

就職希望場所で高知県内を選択した学生で、「香美市に住んでみたい」は44.4%、「住みたくない」が44.4%となっています。



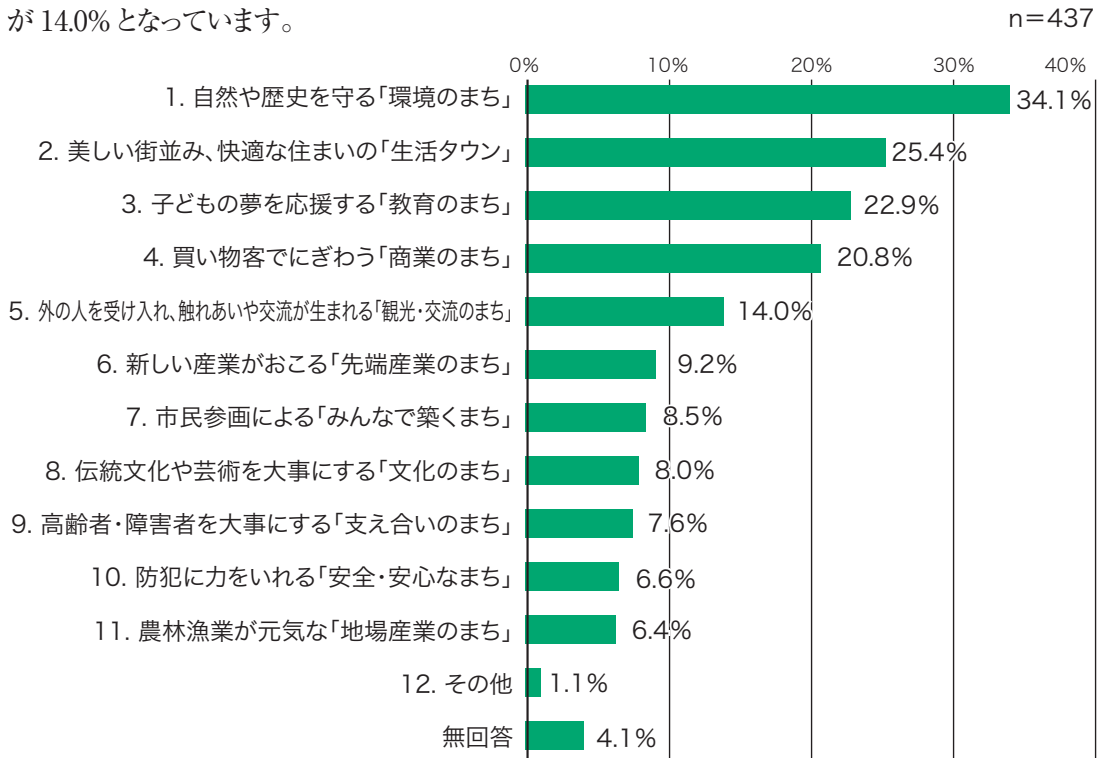
(4) 住みたくない理由

「日常の買い物が不便だから」が58.3%で、次いで「道路事情や交通の便が悪いから」が54.2%となっています。



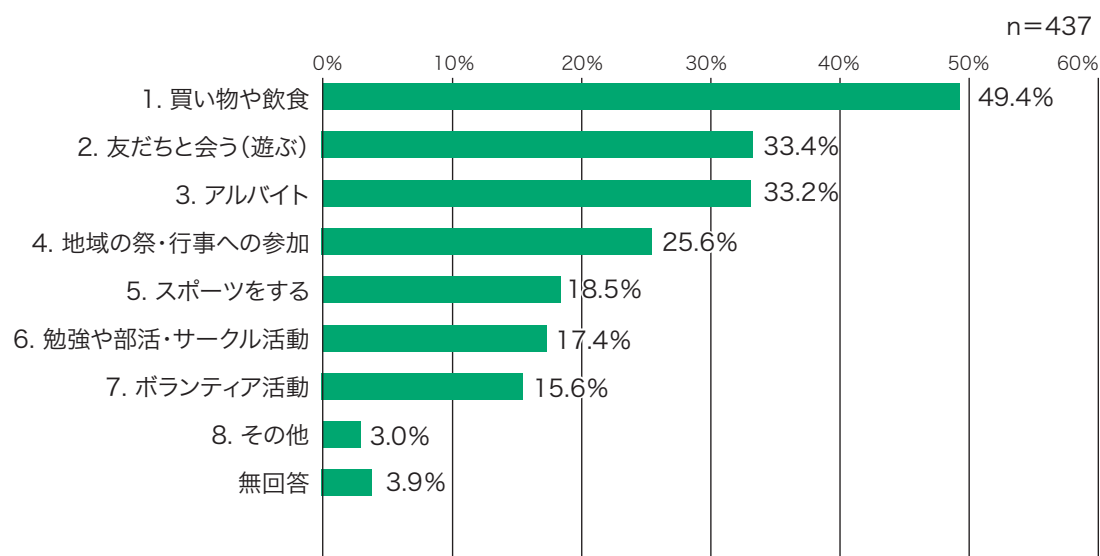
(5) 目指すべきまちづくり

「自然や歴史を守る環境のまち」が34.1%で最も多く、次いで「美しい街並み、快適な住まいの生活タウン」が25.4%、「子どもの夢を応援する教育のまち」が22.9%、「買い物客でにぎわう商業のまち」が20.8%、「外の人を受け入れ、ふれあいや交流が生まれる観光・交流のまち」が14.0%となっています。



(6) もっとできると良いと思うこと

「買い物や飲食」が49.4%で最も多く、次いで「友達と会う(遊ぶ)」が33.4%、「アルバイト」が33.2%、「地域の祭・行事への参加」が25.6%となっています。



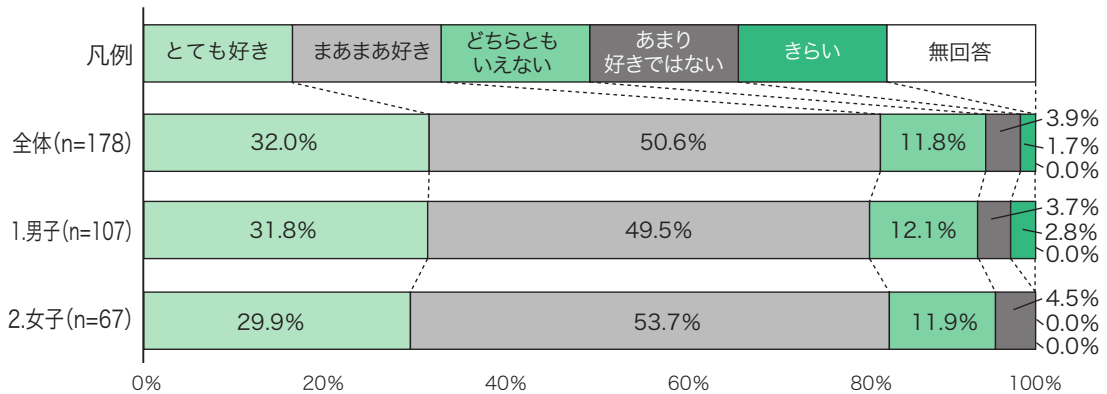
3 中学生アンケート

【調査対象】本市に居住する中学2年生
 【調査期間】2015年(平成27年)6月
 【回収結果】配布数189人/有効回収数178件/有効回収率94.1%

(1) まちの愛着度（中学校区）について

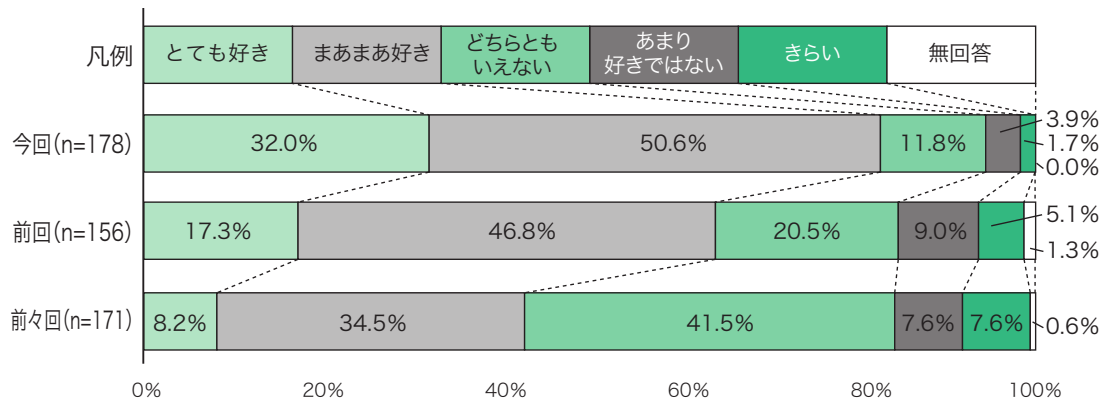
「まあまあ好き」が50.6%で最も多く、次いで「とても好き」が32.0%、「どちらともいえない」が11.8%、「あまり好きでない」が3.9%、「きれい」が1.7%となっています。

性別では、男子の方が「とても好き」「どちらともいえない」「きれい」の割合がそれぞれ女子を上回っています。



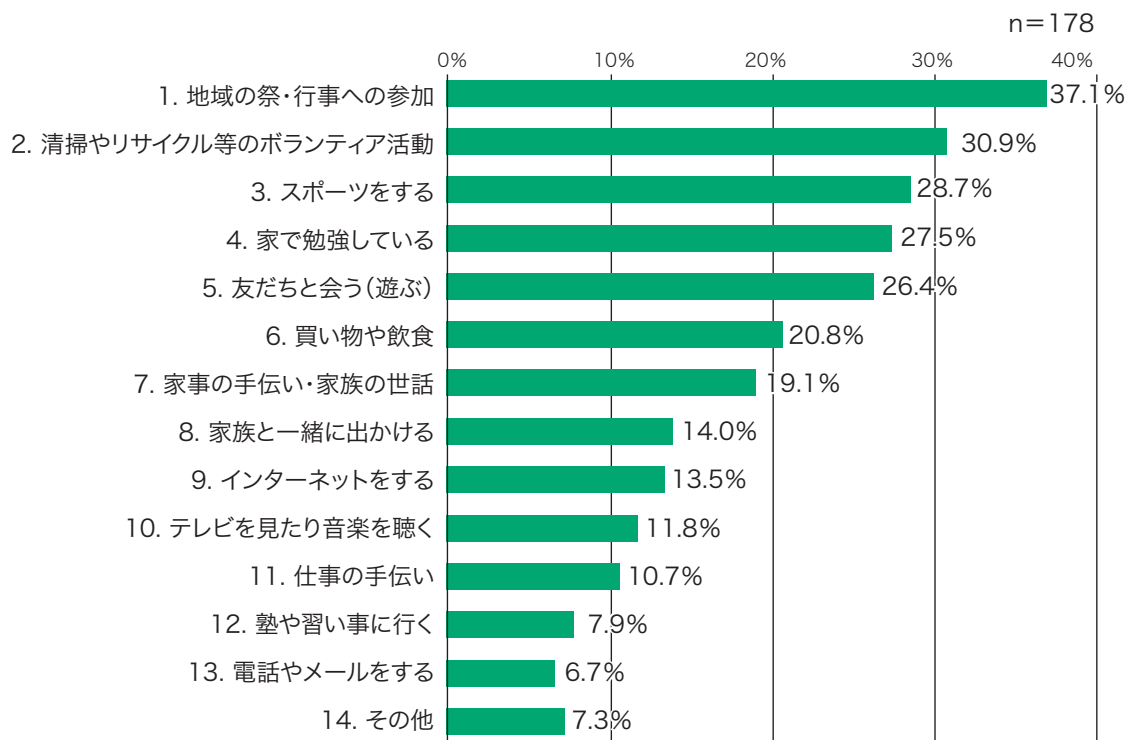
■前々回・前回調査との比較

前々回（平成19年）及び前回（平成23年）との比較では「とても好き」と「まあまあ好き」の割合が、それぞれ回をおうごとに大きく増加しています。



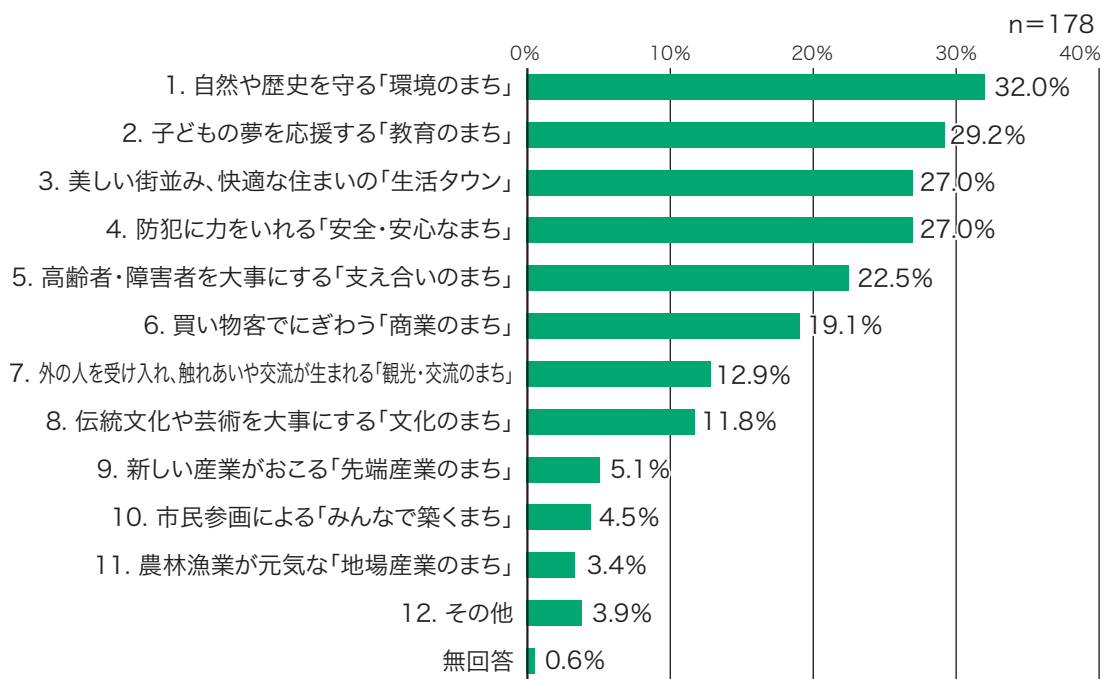
(2) もっとできるとよいと思うこと

「地域の祭・行事への参加」が37.1%で最も多く、次いで「清掃やリサイクル等のボランティア活動」が30.9%、「スポーツをする」が28.7%、「家で勉強している」が27.5%、「友だちと会う(遊ぶ)」が26.4%となっています。問5の実際にやっていることと比べると、社会的な活動や外へ出での活動が全体的に上がる傾向にあります。



(3) 香美市が目指すべきまちづくり

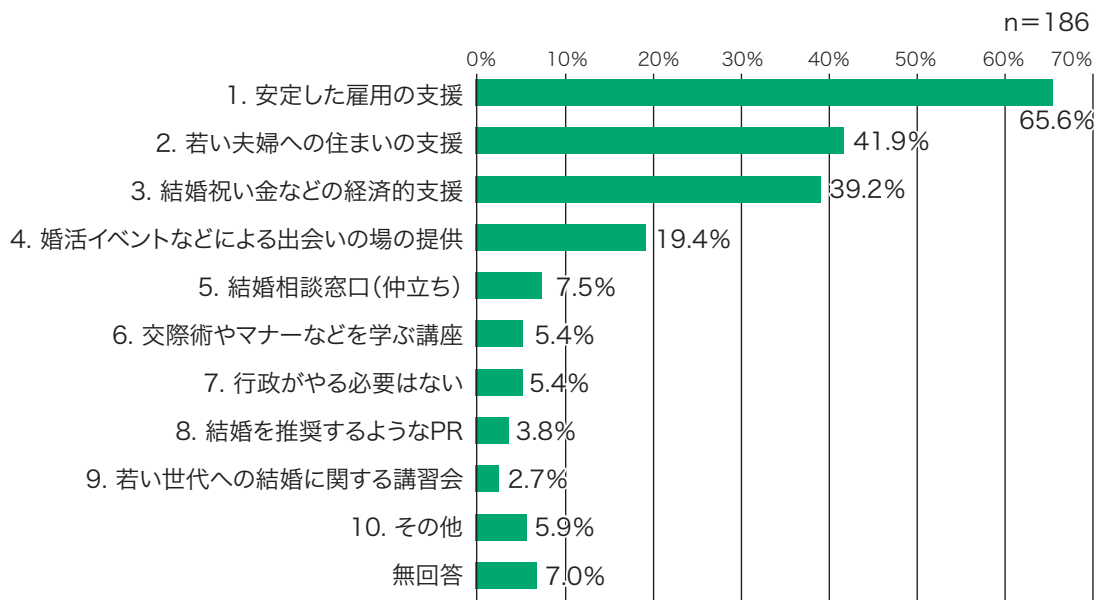
「自然や歴史を守る環境のまち」が32.0%で最も多く、次いで「子どもの夢を応援する教育のまち」が29.2%、「美しい街並み、快適な住まいの生活タウン」と「防犯に力を入れる安全・安心なまち」が27.0%、「高齢者・障害者を大事にする支え合いのまち」が22.5%となっています。



4 結婚子育て

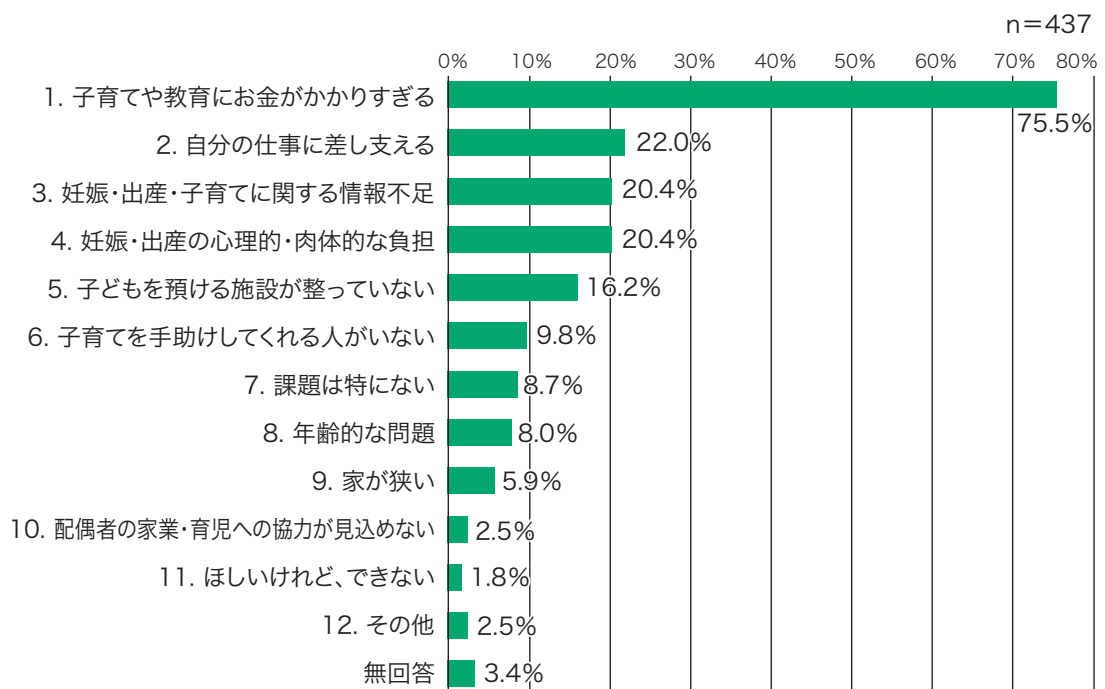
(1) 市民アンケート

「安定した雇用の支援」が65.6%で最も多く、若い夫婦への住まいの支援」が41.9%、「結婚祝い金などの経済的支援」が39.2%、「婚活イベントなどによる出会いの場の提供」が19.4%、「結婚相談窓口（仲立ち）」が7.5%となっています。雇用、住まい、経済面への支援の希望が多くなる傾向がみられます。



(2) 工科大生アンケート

「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が75.5%で最も多く、次いで「自分の仕事に差し支える」が22.0%、「妊娠・出産・子育てに関する情報不足」が20.4%、「育児・出産の心理的・肉体的な負担」が20.4%、「子どもを預ける施設が整っていない」が16.2%となっています。



計画策定経過

年	月 日	経 過
平成 27 年度	4月20日	審議会委員委嘱
	4月27日	第2次香美市振興計画策定本部設置要綱制定
		第2次香美市振興計画策定専門委員会設置要綱制定
	5月1日	第1回審議会 【第2次香美市振興計画について諮問】
	5月15日 ～ 6月1日	無作為抽出された18歳以上の市民1,500名を対象に、市民アンケートを実施(回収率27.3%)
		市内に居住する中学2年生を対象にアンケートを実施
		高知工科大学に在学中の大学生を対象にアンケートを実施
	5月19日	第1回まちづくり委員会 【ワークショップ実施】
	7月6日	第2回まちづくり委員会 【市内視察】 ほっと平山、アンパンマンミュージアム活性化協議会、baseworks
	8月26日	第3回まちづくり委員会 【高知市内視察】 ココプラ、高知子どもの図書館、高知市市民活動サポートセンター
	9月15日	第4回まちづくり委員会 【ワークショップ実施】
	9月28日	第2回審議会
	9月29日	第5回まちづくり委員会 【ワークショップ実施】
	10月5日	第1回本部会
	10月20日	第6回まちづくり委員会 【提言書たたき台作成作業】
	11月19日	第7回まちづくり委員会 【提言書最終確認作業】
	11月25日	第8回まちづくり委員会 【第2次香美市振興計画に対する提言書提出】
	12月11日	専門委員会委員委嘱
	12月21日	第1回専門委員会
	1月4日	第2回本部会
1月18日～2月9日	12団体にヒアリングを実施	
2月1日	第3回本部会	
3月30日	第3回審議会	

年	月 日	経 過
平成 28 年度	5月27日	第1回専門委員会
	6月1日	第1回本部会
	6月15日	第1回まちづくり委員会 【素案策定シート確認作業】
	6月20日	第2回専門委員会
	7月1日	第2回本部会
	7月6日	第2回まちづくり委員会 【素案策定シート確認作業】
	7月21日	まちづくり委員会 【建設環境部会】
	7月28日	第3回まちづくり委員会
	8月1日	第3回本部会
	8月4日	まちづくり委員会 【建設環境部会】
	8月24日	第1回審議会
	9月1日	第4回本部会
	10月5日	第2回審議会
	10月17日	第5回本部会
	10月18日	第3回審議会
	11月8日	第4回まちづくり委員会 【提言に対する市の取組など説明】
	10月27日～11月18日	第2次香美市振興計画(素案) に対するパブリックコメントを募集
	11月25日	第4回審議会 【第2次香美市振興計画について答申】

27香美企画第770号
平成27年5月1日

香美市振興計画・総合戦略審議会会長 様

香美市長 法光院 晶一

第2次香美市振興計画及び香美市版総合戦略について（諮問）

香美市振興計画・総合戦略審議会条例（平成27年条例第5号）第2条の規定に基づき、第2次香美市振興計画及び香美市版総合戦略について、貴審議会の意見を求めます。

平成28年11月25日

香美市長 法光院 晶一 様

香美市振興計画・総合戦略審議会
会長 原 心一

第2次香美市振興計画前期基本計画について（答申）

平成27年5月1日付け27香美企画第770号で当審議会に諮問のあった、第2次香美市振興計画前期基本計画については、慎重に審議した結果、別添のとおり答申します。

なお、計画の推進にあたっては、「美しく豊かな自然に生まれ、ともに支えあう 進化する自然共生文化都市・香美市」の実現に向けて的確に推進されるよう要望します。

香美市振興計画・総合戦略審議会委員名簿

	氏名	所属等
会長	原 心一	香美市農業委員会長
副会長	宮地 憲一	香美市教育委員の代表
	石川 彰宏	香美市議会議長【～平成28年9月24日】
	今西 一夫	香美市文化協会長【～平成28年3月31日】
	今西 隆男	土佐山田町自治会(佐岡地区地域振興推進協議会事務局長)
	奥田 尚	中央東林業事務所長
	亀井 秀彦	高知県地域産業振興監
	木村 良	香美市・高知工科大学連携協会長 高知工科大学地域連携機構長・連携研究センター長
	小松 紀夫	香美市議会議長【平成28年10月5日～】
	小松 律男	物部森林組合長
	杉本 雄一	香北町自治会長会会長
	高木 方隆	高知工科大システム工学群副学群長
	田上 豊資	中央東福祉保健所長
	寺村 勉	香美市商工会長
	西山 武	香美市姉妹都市友好都市交流推進協議会長
	野島 常稔	香美森林組合長
	萩野 泰三	物部町自治会長会会長
	濱田百合子	香美市議会議員
	東原 久泰	香美市金融団(四国銀行山田支店長)【～平成28年3月31日】
	町 康生	香美市社会福祉協議会長【～平成28年5月31日】
	宮地 亀好	香美市文化協会長【平成28年8月19日～】
	宮地 豊	香美市社会福祉協議会長【平成28年8月8日～】
	森田 浩司	香美市金融団(高知信金山田支店長)【平成28年8月8日～】
	山崎 眞幹	香美市議会議員
	山本 博久	JA土佐香美土佐山田支所長
	吉本 悦子	香美市連合婦人会長
	依光美代子	香美市議会議員
	依光陽一郎	香美市観光協会長
	渡邊 法美	高知工科大経済マネジメント副学群長

(会長副会長をのぞき、50音順)

香美市まちづくり委員会委員名簿

No	団体名	氏名	地域
1	公募委員	阿部 香織	山田
2	自治会関係者(香北)	五百蔵 建	香北
3	香美森林組合	徳増 秀敏	香北
4	公募委員	池上 健夫	山田
5	公募委員	石川 智	山田
6	公募委員	宇佐見洋子	香北
7	公募委員	岡村 泰明	山田
8	JAとさかみ	岡本 仁三	山田
9	香美市観光協会	片岡 礼美	山田
10	香美市商工会	上島 陽子	山田
11	公募委員	北村 泰壽	山田
12	民生委員・児童委員協議会連合会	公文 章雄	物部
13	地域審議会関係者(物部)	公文 久郎	物部
14	公募委員	黒岩 賀永	山田
15	公募委員	上阪 久良	香北
16	公募委員	近藤 純次	山田
17	物部森林組合	笹岡 洋一	物部
18	高知工科大・大学祭実行委員会ボランティアサークルピース	清水 優子	山田
19	公募委員	谷口 優子	山田
20	自治会関係者(物部)	為近 初男	物部
21	香美市小中学校PTA連絡協議会	永野 圭助	山田
22	公募委員	中村 健	山田
23	公募委員	濱崎 博志	山田
24	公募委員	堀内 哲裕	山田
25	公募委員	前田 和夫	山田
26	公募委員	三谷恵美子	山田
27	公募委員	村井 亮介	山田
28	JAとさかみ柚子生産部会(女性部)	山内 律子	物部
29	地域審議会関係者(香北)	山中 盛世	香北
30	香美市社会福祉協議会	依光由美子	山田

※五十音順

第2次香美市振興計画策定本部員名簿

	役 職	氏 名
本部長	副市長	今田 博明
副部長	教育長	時久 恵子
	香北支所長	野島 恵一
	物部支所長	舟谷 益夫
	教育次長 兼給食センター所長	小松 美公
	総務課長	山崎 泰広
	管財課長	柳本 隆司
	防災対策課長	岡本 博章
	税務収納課長	秋月 建樹
	税務収納課参事	近藤 浩伸
	定住推進課長	中山 繁美
	市民保険課長	高橋 由美
	健康介護支援課長	前田 哲夫
	福祉事務所長	西本 恭久
	産業振興課長 兼農業委員会局長	佐々木寿幸
	建設課長	井上 雅之
	ふれあい交流センター所長	横谷 勝正
	環境上下水道課長	安井 幸一
	消防長	寺田 潔
	教育振興課長	横山 和彦
	生涯学習振興課長	久保 和昭
	議会事務局長 兼監査委員事務局長	和田 隆
	会計課長	三谷由香理
	企画財政課長	山中 俊明

第2次香美市振興計画策定専門委員会委員名簿

委員長 猪野 高廣

副委員長 宗石こずゑ

■建設部会：基本方針1 まちのかたちを創る

	所 属	職 名	氏 名
部会長	管財課	班 長	猪野 高廣
	定住推進課	班 長	岡村 昭彦
	建設課	班 長	大石 浩司
	香北支所	班 長	川田 学

■環境部会：基本方針2 みどりを保つ

	所 属	職 名	氏 名
部会長	防災対策課	班 長	中山 泰仁
	環境上下水道課	班 長	和田 雅充
	中央公民館	係 長	加志崎京子
	消防課	課長補佐	公文 徹朗

■健康福祉部会：基本方針3 やすらぎを守る

	所 属	職 名	氏 名
部会長	健康介護支援課	班 長	宗石こずゑ
	市民保険課	班 長	森本ゆかり
	福祉事務所	班 長	坂田 一利
	教育委員会物部分室	分 室 長	山下 竜治

■産業部会：基本方針4 賑わいを興す

	所 属	職 名	氏 名
部会長	物部支所	班 長	新谷 長男
	税務収納課	班 長	都築 由美
	産業振興課	班 長	依光 隆司
	農業委員会事務局	次 長	西村 安史
	教育委員会香北分室	分 室 長	吉本 浩二

■教育部会：基本方針5 未来を拓く

	所 属	職 名	氏 名
部会長	学校給食センター	副 所 長	佐竹 教人
	教育振興課	班 長	明石 清美
	教育振興課	班 長	公文 薫
	生涯学習振興課	班 長	和田小百合
	少年育成センター	副 所 長	宗石 美和

■行政まちづくり部会：基本方針6 みんなで築く

	所 属	職 名	氏 名
部会長	議会事務局	次 長	一圓まどか
	総務課	係 長	前田 薫
	税務収納課	班 長	黍原美貴子
	会計課	係 長	細木 陽子

団体ヒアリング

年	実施日	団体名
平成 28 年	1月18日(月)	物部森林組合
	1月19日(火)	香美森林組合
		香美市観光協会
		物部川漁業協同組合
	1月22日(金)	JA土佐香美土佐山田支所
		香美市社会福祉協議会
		香美市商工会
	1月26日(火)	香美市連合婦人会
	1月28日(木)	香北町青年団
	2月2日(火)	香美市PTA連合会
	2月8日(月)	高知工科大学
2月9日(火)	ろばみみ(子育てサークル)	

○香美市振興計画・総合戦略審議会条例

平成18年3月1日

条例第29号

改正 平成23年3月16日条例第14号

改正 平成27年3月23日条例第 5号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき香美市振興計画・総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 香美市振興計画の策定に関し、市長の諮問に応じ、重要事項の調査審議を行い、その結果を市長に答申すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条に規定する、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び目標達成度の検証に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市教育委員会の委員
- (3) 市農業委員会の委員
- (4) 市の職員
- (5) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

3 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決定するところによる。

5 審議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成23年3月16日条例第14号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第 5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 市民のまちづくりへの参画を促し、協働のまちづくりを推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、まちづくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、香美市振興計画の策定に関する事項について調査及び審議を行い、市長に答申する。

2 委員会は、前項に定める事項のほか、次に掲げる事項について市長に対して意見を述べることができる。

- (1) 香美市振興計画の進捗状況に関すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域において活動する団体から推薦された者
- (2) 学識経験者
- (3) 公募による者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会に、第2条第1項の所掌事務を行うため、専門部会を置く。

5 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議は、公開とする。

(小委員会)

第7条 委員会に、専門的な事項の調査及び審議を行うため、小委員会を設けることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

2 委員が委嘱された後の最初に招集すべき委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○第2次香美市振興計画策定本部設置要綱

(設置)

第1条 第2次香美市振興計画(以下「計画」という。)の策定のため、第2次香美市振興計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に関し、必要な統合調整に関すること。
- (3) その他計画の策定に関する必要な事項の処理

(構成)

第3条 策定本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。
2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定本部の会議(以下「会議」という。)は、本部長が招集し、その議長となる。
2 会議は、本部員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第6条 策定本部の事務を処理するため、企画財政課に事務局を置く。
2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長は、企画財政課長をもって充て、本部長の命を受けて局務を掌理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、策定本部の設置に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月27日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成28年5月20日訓令第7号)

この訓令は、平成28年5月20日から施行する。

別表(第3条関係)

香北支所長 物部支所長 教育次長 総務課長 管財課長 防災対策課長 税務収納課長 税務収納課参事 定住推進課長 市民保険課長 健康介護支援課長 福祉事務所長 産 業振興課長 建設課長 ふれあい交流センター所長 環境上下水道課長 消防長 教育振 興課長 生涯学習振興課長 農業委員会事務局長 議会事務局長 監査委員事務局長 学校給食センター所長 会計課長 企画財政課長

○第2次香美市振興計画策定専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次香美市振興計画（以下「計画」という。）の策定のため、第2次香美市振興計画策定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) 計画策定のための基礎調査資料の現況分析に関すること。
- (3) その他計画策定に必要な調査研究に関すること。

(構成員)

第3条 専門委員会の委員は、各部署より推薦を受けた班長級又は係長級の職員で市長が任命するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(専門部会)

第6条 委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 建設部会
- (2) 環境部会
- (3) 健康福祉部会
- (4) 産業部会
- (5) 教育部会
- (6) 行政まちづくり部会

2 部会のメンバーは、委員長が委員の中から指名する。

3 部会に部会長を置き、メンバーの互選により選任する。

4 部会は、計画策定に関する資料の収集及び分析並びに計画案の作成を行う。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、企画財政課に事務局を置く。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月27日から施行する。

(失効)

2 この訓令は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この訓令の施行の日以降最初に開かれる会議は、事務局が招集する。



第2次香美市振興計画

発行：高知県香美市

〒782-8501 高知県香美市土佐山田町宝町 1 丁目 2 番 1 号

TEL (0887) 53-3111 FAX (0887) 53-5958

URL <http://www.city.kami.kochi.jp/>

発行日：平成 29 年 3 月

制作：(株)高陽堂印刷

